

船荷証券の分類

	民法上の有価証券の分類	荷受人 (Consignee) 欄の記載方法による分類	船荷証券 表面		船荷証券 裏面 ※	
			荷送人 (Shipper) 欄	荷受人 (Consignee) 欄	第 1 裏書人 欄	第 1 被裏書人 欄
1	指図証券 (民法 520 条の 2～)	荷受人 (Consignee) 欄に <b>特定の者を記載</b>  ※裏書禁止記載なし (商法 762 条本文)	荷送人 (Shipper) 名	A  (実荷受人等)	A	B
2	その他の記名証券 (民法 520 条の 19 ①債権者の名前を指名する記載 ②指図証券及び記名式所持人払証券 以外)	荷受人 (Consignee) 欄に <b>特定の者を記載</b> + <b>裏書禁止の旨記載</b> (商法 762 条ただし書)	荷送人 (Shipper) 名	A + Non-negotiable Non-transferable  ※予め, "Non-negotiable unless consigned to order"などプリントさ れている場合もある。		
3	指図証券 (民法 520 条の 2～)	荷受人 (Consignee) 欄に <b>特定の者を記載しない</b>	荷送人 (Shipper) 名	to order (to order of Shipper) (to order of [Shipper名]) (Shipper's order)	荷送人 (Shipper) 名	B
4	指図証券 (民法 520 条の 2～)  【LC取引の場合】	荷受人 (Consignee) 欄に <b>特定の者を記載しない</b>	荷送人 (Shipper) 名	to order of [銀行名] (to [銀行名]'order)	銀行名	B
5	無記名証券 (民法 520 条の 20)	荷受人 (Consignee) 欄を <b>空欄とする</b>	荷送人 (Shipper) 名	※取扱い例不明		
6	記名式所持人払証券 (民法 520 条の 13～ ①債権者を指名する記載 ②その所持人に弁済すべき旨記載)	荷受人 (Consignee) 欄に <b>特定の者を記載</b> + <b>「所持人に弁済する旨」</b>	荷送人 (Shipper) 名	※取扱い例不明		

※船荷証券は、通常、裏書欄は設けられておらず、約款が印刷されている裏面に適宜裏書を行う。